函館市犯罪被害者等支援条例制定の基本的な考え方について

※本資料の記載内容は，第１回条例検討委員会での意見（朱書き）を踏まえ，市の基本的な考え方についてとりまとめたものです。条例を成文化する段階で，法令用語の統一や他の条例との整合等，法制執務ルールに沿った表現といたします。

目的

○犯罪被害者等の支援に関し，基本理念を定め，市，市民および事業者の責務を明らかにします。

○犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより，犯罪被害者等の権利利益を保護します。

・被害の軽減や早期の日常生活回復のため，社会・地域全体で被害者を支える仕組みが必要であり，根拠となる条例の制定を望む。
・当事者にとって，地域で支えられている支援があることがとても精神的な支えになるので，条例の制定を望む。

定義

○犯罪等　犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。

○犯罪被害者等　犯罪等により害を被った者およびその家族または遺族。

○犯罪被害者等支援　犯罪被害者等が，その受けた被害を回復し，または軽減し，再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組。

○二次的被害　直接被害の後，周囲の配慮に欠ける言動，ネット上の誹謗中傷，報道機関の過剰な取材等により受ける精神的苦痛・身体の不調・生活の平穏の侵害その他の被害

○再被害　犯罪被害者等が，当該犯罪等の加害者から再び受ける被害

・「犯罪被害者」の対象範囲を明確にすべき。
・子どもが被害者の場合の親を含め，家族への支援体制も必要。

基本理念

○犯罪被害者等支援は，犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ，その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮して行います。

○犯罪被害者等支援は，犯罪被害者等が受けた被害の状況および原因，犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに，犯罪被害者等が二次的被害および再被害を受けることのないよう十分配慮して行います。

○犯罪被害者等支援は，犯罪被害者等が被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間，途切れることなく行います。

○犯罪被害者等支援は，市，市民および事業者，北海道その他の関係機関ならびに関係団体の相互の連携および協力の下に行います。

・支援は本人の意思を最重視しなければならない。その旨，明記することが望ましい。
・被害者の気持に寄り添って考える支援者の姿勢が重要。
・児童・女性・高齢者・障がい者など意思表明が困難な方への相談時の特別な配慮や代理相談の整理も必要。
・特定部署・団体だけでの支援は困難な為，関係機関・民間支援団体との連携や，協力しやすい体制づくりが重要。

市の責務

○基本理念にのっとり，犯罪被害者等支援に関する施策を策定し，実施します。

市民の責務

○基本理念にのっとり，犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め，犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めます。

事業者の責務

○基本理念にのっとり，犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め，事業活動を行うに当たっては，犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めます。

○基本理念にのっとり，雇用する者が犯罪被害者等となった場合は，職場における必要な配慮を行うよう努めます。

相談および情報の提供等

○犯罪被害者等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう，犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ，必要な情報の提供や助言を行う等必要な施策を講じます。

・直面する問題の相談に応じ情報提供・助言や意思表明が困難な方への配慮も必要。

経済的負担の軽減

○犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため，経済的な助成に関する情報の提供や助言その他の必要な施策を講じます。

・加害者からの回収が困難なため，損害回復・経済的支援を盛り込むべき。
・国の制度は支給まで時間を要するため，その間を市が支援する立て付けに意義がある。
・条例上は制度や金額等を定めず，支援することの明記に留めるなど，柔軟に運用できる表現が望ましい。

心身に受けた影響からの回復

○犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため，心身の状況等に応じた適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講じます。

・精神的ケアは非常に重要であり，カウンセリングやリハビリも含め，相談者のニーズに応じた支援を積極的に進めてほしい。

安全の確保

○犯罪被害者等が二次的被害および再被害を受けることを防止し，安全を確保するため，防犯に係る指導，犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講じます。

・SNS等での実名拡散など，二次的被害対策が必要。

居住の安定

○犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため，市営住宅への入居に関する必要な施策を講じます。

雇用の安定

○犯罪被害者等の雇用の安定を図るため，犯罪被害者等が置かれている状況に配慮し，必要な施策を講じます。

市民および事業者の理解の増進

○犯罪被害者等が日常生活および社会生活を円滑に営むことができ，二次的被害を受けることがないよう，置かれている状況，犯罪被害者等支援の必要性等について，市民や事業者の理解を深めるよう，啓発活動の実施その他の必要な施策を講じます。

・SNS等での実名拡散など，二次的被害対策が必要。

人材の育成

○犯罪被害者等支援を担う人材の育成を図るため，犯罪被害者等支援に従事する者の支援に関する知識の向上等に必要な施策を講じます。

・総合的対応窓口職員の教育・資質向上が重要。
・総合的対応窓口職員が適切な支援先を把握すべき。

民間支援団体の活動の促進

○民間支援団体の活動の促進を図るため，犯罪被害者等支援に関する施策に係る情報の提供その他の必要な施策を講じます。

・現行の連携体制を維持･強化するため，民間支援団体への援助を盛り込むべき。
・民間支援団体が協力しやすい体制づくりができるよう，情報提供についての規定が必要。

犯罪被害者等支援を行わないことができる場合

○犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合等，支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は，犯罪被害者等支援を行わないことができるものとします。

・制度が悪用されないような仕掛けが必要。

財政上の措置

○犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため，必要な財政上の措置を講じます。